

日本医学放射線学会 広報委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に広報委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、画像診断、放射線治療、IVRを含む放射線医学と放射線診療を名実共に認知されるための広報活動を行い、広く国民の健康推進に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする

- (1) 学会と学会員間の双方向性の情報交換
- (2) 学会各委員会の報告に関する広報
- (3) 関連する学会・研究会に関する情報提供
- (4) 電子メディアの活用による各方面への広報活動および啓蒙活動
- (5) 医療行政への積極的対応
- (6) その他広報活動に関する業務
- (7) 理事会から諮問された事項の審議と答申
- (8) 委員会提案・審議事項の理事会への上申

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する

- (1) 理事会にて選任された担当理事2名
- (2) 各地方会より推薦された委員、医学物理学会と生物部会から推薦された委員各1名
- (3) 学会各委員会から推薦された委員各1名
- (4) 委員長が必要と認めた場合は若干名の委員を指名することができる。

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。